

令和2年度九州地域バイオクラスター推進協議会「第6回素材・製品コンテスト」実施要領

1. 目的

「素材・製品コンテスト」は、消費者・企業が、様々な食品の中から、「優れた特徴や機能性を持つ製品を選ぶための指標」となることを目指し、厳正なる審査の上、表彰いたします。協議会会員の素材及び製品の価値を評価することにより、品質向上や新製品開発の取り組みを奨励し、さらなる商品の開発・生産や消費を促進させることを目的としています。

2. 主催 九州地域バイオクラスター推進協議会

3. 募集

「令和2年度素材・製品コンテスト」は新たな取組みとして

○「素材部門」「製品部門」2部門に分けて審査を行います。

○希望者に対して専門家からのアドバイスを受ける中間審査を行います。

(1) 資格要件 九州地域バイオクラスター推進協議会会員

(2) 募集対象 2020年12月までに発売できた素材および製品

(市場ニーズに沿ったリニューアルにより、販路の拡大を目指そうとするものも含む。)

(3) 出品数 素材部門、製品部門それぞれに1者3点以内

(4) 募集期間 令和2年11月4日(水)～令和2年12月4日(金)(中間審査希望者)

令和2年11月4日(水)～令和2年12月25日(金)(本審査のみ)

(5) 募集方法 関係書類を添えて、下記の申込先まで郵送またはメール・FAX等で提出。

提出物 : エントリーシート、商品情報シート 栄養成分証明書(必須)

原材料原産地・衛生規格・製造工程に関する説明ができる証明書

応募素材・製品パンフレットがあれば添付お願いします。

メール・FAX等で提出。

※エントリーシートは、協議会HPからダウンロード可。

URL : <http://kyushu-bio.jp/>

(6) 申込先 〒861-2202 上益城郡益城町田原 2081-10

九州地域バイオクラスター推進協議会(担当:長濱・池)

TEL : 096-289-3116 FAX : 096-286-3929

E-mail : info@kyushu-bio.jp

4. 中間審査

(1) 審査日 令和2年12月11日(金)

(2) 会場 公益財団法人くまもと産業支援財団

(3) 審査員 4名を予定

(4) 審査主旨 本審査で必要な書類、準備物の確認。審査員へのアピールポイント等のアドバイスを行います。本審査の一発受検が不安な方はぜひご利用下さい
12月4日までにお申し込みの方で、事務局から参加のお声がけをさせていただきます場合がございます。

(5) 審査方法 審査員に対してエントリー商品を説明。終了後質疑応答。

5. 本審査

- (1) 審査日 製品審査：令和3年2月8日（月）
素材審査：令和3年2月9日（火）
- (2) 会場 九州経済産業局
（福岡市博多区博多駅東2丁目11番1号 福岡合同庁舎本館）
- (3) 審査員 製品 専門家4名を予定
担当 クラスターマネージャー 池田 透 氏
素材 専門家4名を予定
担当 プロジェクトマネージャー 森下 惟一 氏
- (3) 審査方法 審査員にプレゼンテーションを行い、終了後質疑応答。
※審査会時のプレゼンについては、出品者へ別途ご案内いたします。

6. 表彰

- (1) 表彰内容
- | | | | | | | | |
|----|---|------|----|-----|------|-----|------|
| 製品 | ： | 最優秀賞 | 1点 | 優秀賞 | 2～3点 | 特別賞 | 3～4点 |
| 素材 | ： | 最優秀賞 | 1点 | 優秀賞 | 1～2点 | 特別賞 | 2～3点 |
- (2) 表彰式 令和3年2月下旬～3月初旬を予定
※ 受賞者には、後日ご案内

7. 入賞特典

- (1) 表彰状授与ならびに入賞盾授与
(2) 協議会ホームページ等で紹介し、バイヤーに優先的にマッチング
(3) 協議会各種行事での商品展示等による積極的なPRの実施
(4) 協議会総会にて表彰報告ならびに、プレゼンテーション実施
(5) 入賞商品についてはバイヤーに優先的に紹介（団体会員優先）

8. 個人情報の取扱い並びに秘密保持について

九州地域バイオクラスター推進協議会は、参加者から、申込時に受領する書類及びコンテスト当日配布資料等に記載された個人情報等の内容について、本コンテスト運営の為にのみ使用します。また、上記の目的に於いて九州地域バイオクラスター推進協議会が、審査員、九州経済産業局等の関係者に情報を提供する場合があります。

9. その他

- (1) 参加料は無料です。
(2) 申込いただいた会員へは、後日、事務局より参加に関する詳細をご連絡します。
(2) 入賞商品の展示・紹介・パブリシティへの掲載等の権利は、主催者及び応募者が共有するものとします。
(3) 応募件数が30件を超える場合には、事前審査を行う場合があります。